

八幡平市市営建設工事等に係る入札結果等公表要領

平成 26 年 5 月 27 日市長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、市が発注する建設工事、建設関連業務委託及び物品の買入れ等（以下「工事等」という。）に係る入札結果又は見積結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第 2 公表の対象となる工事等は次のとおりとする。

- (1) 市営建設工事（製造の請負含む。）のうち、設計金額が 130 万円以上（消費税額及び地方消費税額(以下「税」という。)を含む。)のもの。
- (2) 建設関連業務委託のうち、設計金額が 50 万円以上（税を含む。）のもの。
- (3) 物品の買入れ等のうち、次に定めるもの。
 - ア 予定価格 80 万円以上（税を含む。）の物品の買入れ
 - イ 予定価格 40 万円以上（税を含む。）の物品の借入れ
 - ウ 予定価格 30 万円以上（税を含む。）の物品の売払い
 - エ 予定価格 50 万円以上（税を含む。）で上記に掲げるもの以外のもの
- (4) 単価契約する場合において、予定単価に予定数量を乗じて得た金額が前号の額を超えるもの。

(公表事項)

第 3 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合
 - ア 入札執行日
 - イ 工事名、業務名又は物品名
 - ウ 入札参加者
 - エ 落札者名
 - オ 落札金額
 - カ 入札者の各回の入札金額
 - キ 予定価格（税を除いたもの。）
 - ク 最低制限価格（税を除いたもの。）（最低制限価格を設定した場合）
- (2) 随意契約によることとした場合
 - ア 見積開封日
 - イ 工事名、業務名又は物品名
 - ウ 見積徴収者名
 - エ 決定者名
 - オ 決定金額
 - カ 見積者の各回の見積金額
 - キ 予定価格（税を除いたもの。）

(公表時期)

第4 公表時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合
契約締結後7日以内に公表する。
- (2) 随意契約によることとした場合
契約締結した日の翌月に公表する。

(公表方法)

第5 公表方法は、次のとおりとする。

市のホームページに掲載することにより行う。

(公表期間)

第6 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日以降になされた契約から適用する。